

(公印省略)
令和7年9月26日

川西市議会議長
岡 留 美 様

建設常任副委員長
角 田 禎 司

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

1. 議案第50号 旧慣による公有財産の使用廃止について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、旧来の慣行により使用している公有財産（中池：久代3丁目141番）について、ため池の用に供しないため、その用途を廃止するもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 当該公有財産がため池の用に供しない事実に至った経緯や、管理団体及び構成人数の詳細を伺いたい。</p> <p>答 当該公有財産の管理団体は久代生産組合であり、20年以上にわたり、ため池としての貯水及び利水の機能が利用されていないことから、令和6年6月6日付で権利放棄の申出があったものである。また、権利放棄時点の構成員数は41名であり、現時点における構成員数は39名となっている。</p> <p>問 当該公有財産が位置する南部地域においては、土地利用について、民間事業者へのサウンディング調査や住民とのワークショップ等を通じて意見収集を行ったものと理解しているが、今後これらの意見をどのように集約し、跡地活用につなげていくのか伺いたい。また、旧慣による使用の廃止後は、当該土地を売却するのか、賃貸するのか、市の方針を伺いたい。</p> <p>答 使用廃止の議決後は、久代生産組合との協議を進めつつ、売却する方向で検討している。ただし、売却に当たっては、住民意見やサウンディング調査で集約された意見及び周辺環境との調和も踏まえ、一定の条件を設定する必要があると考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

2. 議案第51号 旧慣による公有財産の使用廃止について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、旧来の慣行により使用している公有財産（下池：久代3丁目136番・139番）について、ため池の用に供しないため、その用途を廃止するもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 当該ため池は、決壊すると周辺家屋への被害が想定されるとして兵庫県の防災重点農業用ため池に指定されており、ため池としての使用廃止後は決壊による人的被害の</p>

恐れはなくなると想定される。しかし、市内のため池総数の減少や、近年の線状降水帯による豪雨の増加を踏まえると、ため池の機能を廃止するのではなく、むしろため池を保全活用し、災害の被害抑制につなげる考えも一方であると思われるが、市の考えを確認したい。

答 規模が1万平米以上となる開発行為によって浸水被害の可能性が高まる場合は、兵庫県総合治水条例に基づき、雨水を一時的に貯留するための調整池を設置する義務が生じる。今回、旧慣廃止しようとする下池の総面積は1万平米以上であることから、下池全体を開発するには、防災対応を考慮した調整池を一定の基準で設置する必要がある。

問 旧慣使用廃止後、売却した場合の精算割合及び当該地域の維持管理の主体について確認したい。

答 売却を前提とした場合、売却収入については7割が権利団体、3割が市の収入となる。また、旧慣使用廃止後、次の所有者に権利が移転するまでの維持管理については市の負担となるため、その間の除草や付属設備の軽微な修繕などにかかる経費は想定している。

問 下池西側に位置する久代3丁目130番2について、その土地の所有者及び用途の詳細を伺いたい。

答 当該土地は市の所有であり、従来の用途は把握できていないが、今後については、本案の公有財産とあわせて、売却を含め一体的に活用することを想定している。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）